

9 独占禁止法に違反するとどうなるのでしょうか

事業者や事業者団体が独占禁止法に違反する行為を行った場合には、どのような手続により、どのような措置が採られるのでしょうか。

公正取引委員会が独占禁止法違反行為をどのように取り上げ、どのように処理をするのか、事件の処理の仕組みと流れを説明しましょう。

1 違反事件の処理手続

(1) 事件のはじまり

違反事件として公正取引委員会が審査を開始するきっかけとなる事実を、事件の「端緒」といいます。

端緒としては、外部の者からの申告、職権探知（公正取引委員会自らが新聞や業界紙などで違反を探知すること）、課徴金減免制度による違反企業からの報告、発注機関からの通報などがあります。

独占禁止法に違反する事実があると思う者はだれでも、公正取引委員会に調査をするよう求めることができます（45条）。これを「申告」と呼んでいます。

申告の仕方

申告は書面でも口頭でも構いませんが、公正取引委員会が事件として取り上げ、調査するかどうかの判断をするためには、次の事項ができるだけ明らかにされた書面による申告の仕方が望まれます。

ア 申告者の住所、氏名（申告者がだれであるかの秘密は厳守されますので、できるだけ匿名は避けてください。）

イ 独占禁止法違反の疑いがある行為者の住所、氏名又は名称、代表者名

ウ 独占禁止法違反の疑いがある具体的事実（だれが、いつ、どこで、何を対象に、どのような方法で、何をしたかなど）

エ 申告される方が、その情報をだれから、いつ、どのような方法で入手したのか。

(2) 事件についての調査

事件の端緒に接すると、公正取引委員会は調査を開始します。

調査には行政調査手続と犯則調査手続（後掲9頁）があります。

行政調査を行うのは、公正取引委員会の職員の中から事件ごとに指定される本局の審査局及び地方事務所の審査官です。審査官には、調査のために必要な次の権限（行政調査権限）が与えられています。

- ① 企業の事務所などへ立ち入り、帳簿その他の書類を検査すること（立入検査といいます。）
- ② 帳簿その他の書類の提出を命じ、それを留めて置くこと
- ③ 関係者に出頭を命じて、事情を聴取すること
- ④ 関係者から報告を徴すること

(3) 行政調査結果に基づく措置（次頁「違反事件処理手続」参照）

調査の結果、独占禁止法に違反する行為があるとき（違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるとき）は、公正取引委員会は、違反行為を行っていた事業者や事業者団体に対し、違反行為を排除するために必要な措置を命じます（**排除措置命令**）。また、特定の違反行為には課徴金の納付を命じます（**課徴金納付命令**）。

排除措置命令書には、主文と事実及び法令の適用が記載され、命令書の謄本を送付して行われます（関係者を呼び出して直接手渡す方法が取られることもあります。）。

(4) 処分前手続

排除措置命令等の処分に当たっては、排除措置命令等の名宛人（当事者）となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、証拠を提出する機会を付与しています。この意見聴取期日においては、意見聴取官の指揮の下に、審査官から、予定される排除措置命令の内容、公正取引委員会の認定した事実、法令の適用、主要な証拠を説明し、これに対し、当事者は意見を述べ、証拠を提出し、意見聴取官の許可を得て審査官に質問を行うことができます。また、当事者は、意見聴取の通知を受けた時から意見聴取が終結するまでの間、公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧を求めることができ、閲覧の対象となる証拠のうち、自社が提出した物証及び自社従業員の供述調書については謄写を求めることができます。

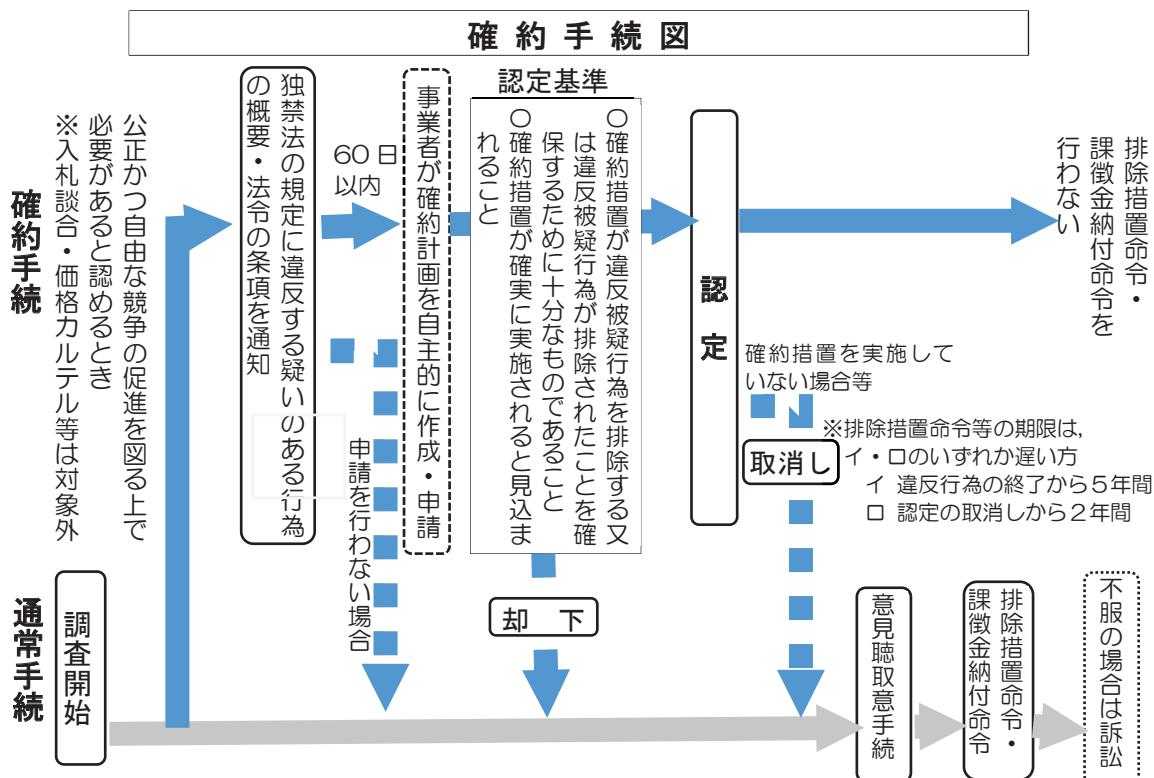
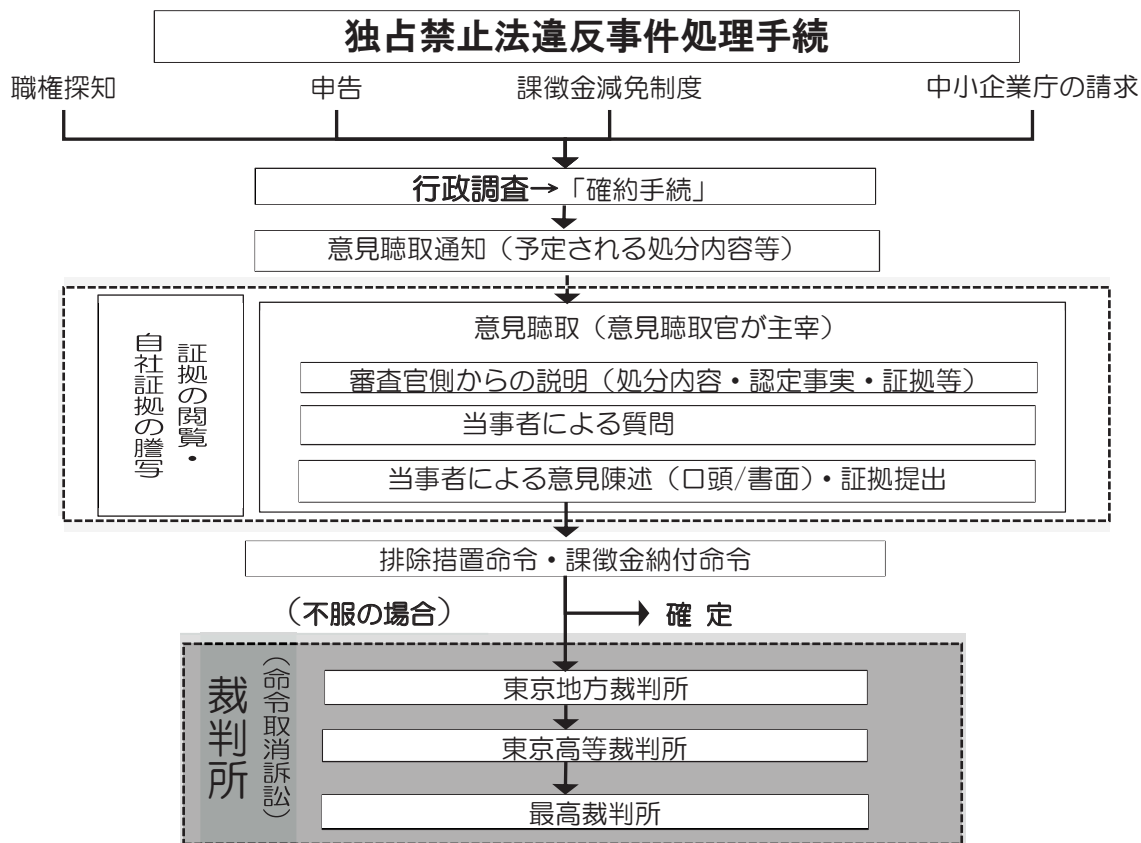
(5) 不服審査手続

平成 25 年の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、審判制度が廃止され、公正取引委員会の行政処分（排除措置命令等）に対する不服審査（抗告訴訟）については、その第一審機能は地方裁判所に委ねることとされ、第一審については、**東京地方裁判所の専属管轄**となっています。

(6) 確約手続の導入（次頁「確約手続図」参照）

平成 30 年 12 月 30 日から施行された確約制度は、公正取引委員会が調査を開始した独占禁止法違反被疑行為について、確約手続に付することが適当と思料し、被疑行為者に対して確約手続通知を行い、これに対して当該行為者から独占禁止法上の問題を解消するための確約措置の実施計画（確約計画）を作成・申請し、公正取引委員会がこれを認定した場合に、独占禁止法違反の認定をせずに調査を終える手続であり、公正取引委員会と事業者の合意により自主的に事件を解決する制度でもあります。

この確約手続の対象からは、**入札談合や価格カルテル等は除外**されています。



2 排除措置命令

違反が認められた場合には、公正取引委員会は、その違反行為を排除し、競争を回復させるために必要な措置を採るよう排除措置命令を出します。違反行為が既になくなっている場合でも、なくなった日から**5年を経過（令和元年改正後は7年）**していなければ、特に必要があるときは、排除措置命令を行うことができます。

命じられる排除措置の内容は、例えば、以下のようなものです。

- 違反行為の差止め（違反行為が消滅している場合には消滅していることの確認）
- 取引先等に対する通知
- 将来の違反行為の禁止
- コンプライアンス・マニュアル等の整備
- 役職員に対する研修，定期的監査

3 課徴金納付命令

(1) 不当な取引制限，私的独占及び一定の不公正な取引方法などが行われた場合は，その企業や事業者団体の会員は，違反行為に係る期間（算定期間）における対象商品・役務の売上額又は購入額等（算定基礎）に，一定の算定率を掛けた額の課徴金を国庫に納付するよう命じられます。

課徴金納付命令についても，実行期間又は違反行為期間の終了日から5年を経過（令和元年改正後は7年）していなければ行うことができます。

(2) 課徴金の適用対象となる違反行為の範囲は，商品又は役務の価格，供給又は購入数量，シェア，取引先を制限するカルテル，入札談合，支配型私的独占，排除型私的独占，不公正な取引方法のうち共同の取引拒絶，不当廉売，差別対価，再販売価格維持及び優越的地位の濫用です。

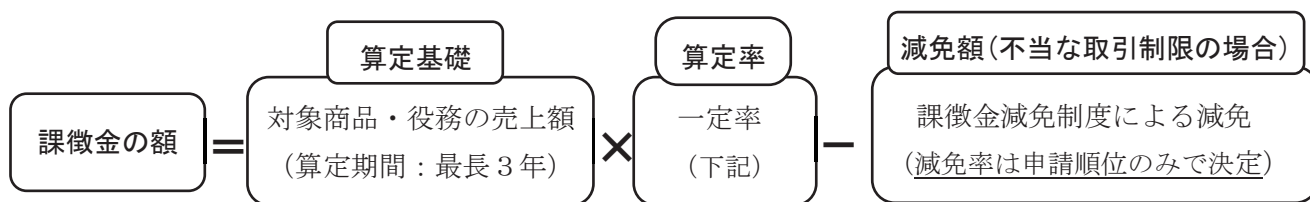
不公正な取引方法のうち，共同の取引拒絶，不当廉売，差別対価及び再販売価格維持については，調査開始日から遡り10年以内に同一の行為類型について排除措置命令を受けた場合が対象となりますが，優越的地位の濫用の場合は初回の排除措置命令から対象となります。

なお，令和元年改正により，優越的地位の濫用以外の不公正な取引方法に対する課徴金については，調査開始日から遡り10年以内にその完全子会社が同一の行為類型で課徴金納付命令を受けた場合も含むということで，企業グループ単位で2回目違反をカウントすることとされました。

(3) 違反が認定されても，算定した課徴金の額が100万円未満の場合には，課徴金の納付は命じられません（いわゆる「裾切り」）。また，違反事業者が，同一事件について，課徴金と罰金の双方が併せて課（科）されるときは，罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除されます。

(4) 課徴金の算定方法

◎ 令和元年改正前



(算定率)

| | | 製造業等 | 小売業 | 卸売業 |
|--|---------------------|-----------|-------------|-------------|
| 不当な取引制限 | 原則 | 10% (4%) | 3% (1.2%) | 2% (1%) |
| | 早期解消 (2割軽減) | 8% (3.2%) | 2.4% (1%) | 1.6% (0.8%) |
| | 再度の違反 (5割加算) | 15% (6%) | 4.5% (1.8%) | 3% (1.5%) |
| | 主導的役割 (5割加算) | 15% (6%) | 4.5% (1.8%) | 3% (1.5%) |
| | 再度の違反+主導的役割 (10割加算) | 20% (8%) | 6% (2.4%) | 4% (2%) |
| 支配型私的独占 | | 10% | 3% | 2% |
| 排除型私的独占 | | 6% | 2% | 1% |
| 共同の取引拒絶, 不当廉売, 差別対価, 再販売価格維持 (過去10年以内に同一類型の違反行為を繰り返した場合) | | 3% | 2% | 1% |
| 優越的地位の濫用 (1回目の排除措置命令から対象) | | 1% | | |

括弧内は中小企業に対する算定率

◎ 令和元年改正後 (令和2年12月25日施行)

ア 算定基礎

(ア) 算定基礎の追加 (不当な取引制限, 私的独占関係)

例えば, 不当な取引制限については, 「違反事業者の売上高・購入額」に加え, 以下が追加されました。

- ① 違反事業者から指示や情報を受けた「完全子会社等」の売上高・購入額
- ② 違反行為の対象商品・役務に密接に関連する業務によって生じた売上高 (下請受注等によるもの)
- ③ 対象商品・役務を供給しないこと等の見返りとして受けた経済的利得 (談合金等)

※見返りに受けた経済的利得についてはその100%が課徴金額となります。

(イ) 算定期間の延長

最長3年であった課徴金の算定期間が調査開始日から最長10年前まで遡った日を算定期間の起算日とすることとされました。

(ウ) 調査開始日前に違反事業を承継した子会社等への課徴金の賦課

改正前は調査開始日「以後」の承継のみ課徴金を課すこととされていましたが, 事業譲渡等の時期が調査開始日の前か後かを問わず, 違反事業者が違反対象事業を子会社等に承継した後に消滅した場合には, 当該事業を承継した子会社等に対し, 課徴金を課すこととされました。

イ 算定率

(ア) 業種別算定率の廃止

業種別（製造業等、卸売業、小売業）の算定率が廃止となり、**基本算定率（10%）**に一本化されました。

(イ) 中小企業算定率の適用の限定

中小企業算定率の適用を受ける事業者の範囲を、違反事業者及びその全ての「子会社等」が中小企業に該当する場合、すなわち当該違反事業者の属する企業グループ内に**大企業が1社も存在しない場合に限定**されました。

(ウ) 早期離脱に対する軽減算定率の廃止

違反行為からの早期離脱に伴う課徴金額の減額（20%）の規定が廃止となりました。

(エ) 繰り返し違反（再度の違反）に対する割増算定率

課徴金納付命令が行われた事件の調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある違反事業者に対しては5割増しされた課徴金算定率が適用されていましたが、**新たに**、①過去10年以内に完全子会社が課徴金納付命令等を受けた違反事業者及び②過去10年以内に課徴金納付命令等を受けた事業者と合併又は当該事業者から違反対象事業を承継した違反事業者にも適用することとされました。

他方、同時並行的に複数の違反行為を行っていた事業者について、先行する課徴金納付命令等を受けるより前に同時並行的に行っていた別の違反行為をやめている場合には、後続の課徴金納付命令において割増算定率の適用対象とはしないこととされました。

(オ) 主導的役割に対する割増算定率

カルテルや談合において主導的役割を果たした事業者に対しては課徴金算定率が5割増しされた率が適用されます。主導的役割の類型としては違反行為を企て、かつ他の事業者に当該違反行為をすること（又はやめないこと）を要求・依頼・又は唆すことなど3つの類型が定められていましたが、改正により**以下が追加**されました。

- ① 公正取引委員会による調査に際して隠蔽・偽装行為の要求等をした事業者
- ② 課徴金減免制度に基づく減免報告や、調査協力減算制度による協議の申出を行わないことの要求等をした事業者

改正後の違反行為別の基本となる算定率は以下のとおりです。

| | | 全業種 |
|---|--------------------|---------|
| 不当な取引制限 | 基本算定率 | 10%（4%） |
| | 再度の違反（5割加算） | 15%（6%） |
| | 主導的役割（5割加算） | 15%（6%） |
| | 再度の違反+主導的役割（10割加算） | 20%（8%） |
| 支配型私的独占 | | 10% |
| 排除型私的独占 | | 6% |
| 共同の取引拒絶、不当廉売、差別対価、再販売価格維持 （過去10年以内に同一類型の違反行為を繰り返した場合が対象。企業グループ単位で2回目違反をカウント） | | 3% |
| 優越的地位の濫用（1回目の排除措置命令から対象） | | 1% |

括弧内は中小企業（大企業グループに属している場合は基本算定率が適用）に対する算定率

4 課徴金減免制度

- (1) 事業者が自ら関与したカルテルや談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免（免除又は減額）されます。虚偽の報告や、他の事業者に違反行為を行うよう強要していたり、他の事業者が違反行為をやめるのを妨害していた場合などは、課徴金の減免は受けられません。同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請も認められています。また、公正取引委員会は、公正取引委員会の調査開始日前の1番目の申請事業者及びその役員・従業員等に対しては刑事告発を行わない方針としています。
- (2) これまでの課徴金減免制度では、その申請順位に応じて一律に一定の減免率が得られることとされていましたが、令和元年改正により、課徴金減免申請の順位に応じた減免率に加え、減免申請した事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じた減算率を適用する制度（「調査協力減算制度」が導入されました（令和2年8月28日調査協力減算制度の運用方針公表）。また、これまで最大5社までに限定されていた減免申請者数の上限が撤廃されました（全ての調査対象者に自主的な調査協力の機会あり）。

●改正後（7条の4）

| 調査開始 | 減免申請順位 | 申請順位に応じた減免率 | 真相解明に資する程度に応じた減算率 |
|------|-------------------------|-------------|-------------------|
| 前 | 1位 | 全額免除 | +最大 40% |
| | 2位 | 20% | |
| | 3～5位 | 10% | |
| | 6位以下 | 5% | |
| 後 | 最大3社 (調査開始日前を含め最大5社) | 10% | +最大 20% |
| | 上記以下 | 5% | |

●改正前

| 調査開始 | 減免申請順位 | 申請順位に応じた減免率 |
|------|-------------------------|-------------|
| 前 | 1位 | 全額免除 |
| | 2位 | 50% |
| | 3～5位 | 30% |
| | 6位以下 | |
| 後 | 最大3社 (調査開始日前を含め最大5社) | 30% |
| | 上記以下 | |

(3) 調査協力減算制度について

ア 協議の申出

事業者は、減免申請を行った場合に、調査協力減算について協議の申出を行おうとするときは、公正取引委員会から減免申請を受けた旨の通知（7条の4第5項）を受けた日から10日以内に公正取引委員会に協議の申出を行うこととなります。

イ 協議の内容・合意

協議において、事業者は予定する協力内容について説明し、それを受けて公正取引委員会は減算率を提示し、両者間で協力内容と減算率について合意をします。

減算率の合意には、減算率を特定して定める「特定割合についての合意」と、減算率の上限と下限を定めるなどの「上限及び下限についての合意」があり、上限及び下限の合意(上限及び下限の範囲内で減算率を決定)は、調査期間を通じて行われた協力の内容を減算率に反映することができるため、公正取引委員会は、通常、上限及び下限についての合意の求めを行うとしています。

ウ 評価方法

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、事業者が行った報告等の内容が、

- ① 具体的かつ詳細であるか否か
- ② 「事件の真相の解明に資する」事項※について網羅的か否か
※違反行為の対象商品又は役務、違反行為の態様・参加者・時期・実施状況等八つの規定
- ③ 当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否か

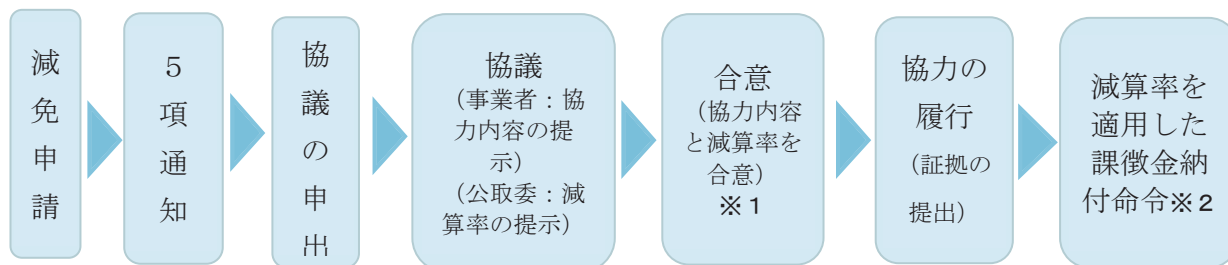
の要素が考慮されます。

エ 減算率 上記考慮要素を満たす数に応じて、減算率が決定されます。

| 調査開始日前 | 調査開始日以後 | 事件の真相の解明に資する程度 |
|--------|---------|-------------------|
| 40% | 20% | 高い(全ての要素を満たす) |
| 20% | 10% | 中程度である(二つの要素を満たす) |
| 10% | 5% | 低い(一つの要素を満たす) |

調査協力減算制度においては、課徴金減免申請で行った事実の報告及び提出資料の内容も含めて減算率を決定することとされています。

手続の流れ (公取委公表資料等から)



※1 仮に、協議が不調に終わった場合、協議中の事業者の説明内容を記録していたとしても、それ自体は証拠にならない。

※2 事業者が協議において提示した協力行為を実施した場合、公正取引委員会は提示した減算率を適用する(事業者が減免失格事由に該当する場合は、申請順位に応じた減免率も協力度合いに応じた減算率も適用はなくなる。)

(4) いわゆる「弁護士・依頼者間秘匿特権」

課徴金減免対象被疑行為の行政調査手続を対象として、事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件※の取扱いについて、「公正取引委員会の審査に関する規則」に規定するとともに、指針(「判別手続指針」)が策定されました(令

和2年6月25日公表)。

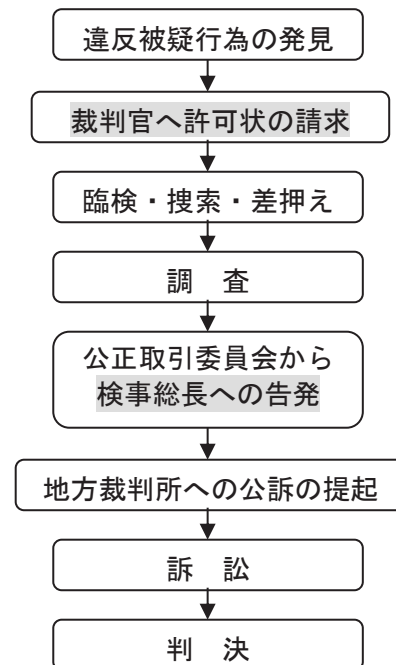
※「課徴金減免対象被疑行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件で一定の要件を満たすことが確認されたものは、審査官がその内容に接することなく速やかに事業者へ還付」することとされています。

5 刑事罰

(1) 違反行為に対する処分は、公正取引委員会の行政処分を中心に行われますが、一定の違反行為には刑事罰（懲役及び罰金）が適用されます。

不当な取引制限や私的独占については、違反を行った者（個人）は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が、法人（企業）については両罰規定が適用され5億円以下の罰金が、科せられます。

不公正な取引方法の違反については罰則の規定はありません。しかし、不公正な取引方法に違反して排除措置命令が出され、この確定後の命令に違反した場合には、個人に対して2年以下の懲役又は300万円以下の罰金が、法人については両罰規定が適用され3億円以下の罰金が、科せられます。



(2) 独占禁止法違反で刑事罰を科すためには、公正取引委員会は検事総長に告発する必要があります。

平成17年の改正で、公正取引委員会は、刑事罰を科すべき事件（犯則事件）を調査するため、裁判所の許可状（令状）をもって強制的に捜索・差押えなどが行える犯則調査権限が与えられました。犯則事件は、審査局の犯則審査部が担当しています。

公正取引委員会は、下表の①、②のいずれかに該当すると疑うに足る相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件を犯則調査の対象としています。

公正取引委員会の刑事告発方針

公正取引委員会は、次の2事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

- ① 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
- ② 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

6 差止請求・損害賠償・株主代表訴訟

(1) 差止請求

独占禁止法は、公正取引委員会のみが運用しているわけではありません。私人間で民事的にも運用されています。独占禁止法に違反する行為によって著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは事業者や消費者が、その行為者（事業者若しくは事業者団体）を裁判所（地方裁判所）に訴えて、その**侵害の停止又は予防を請求**することができます（第24条）。

差止請求訴訟が提起されて、裁判の結果、原告（被害者）の請求が認められた場合には、違反行為をしている事業者に対して、判決で、**違反行為の差止め**が命じられることになります。

差止請求の対象となる行為は、独占禁止法違反行為のうち、不公正な取引方法に係るものに限られています。差止請求訴訟が提起された場合、裁判所は、その旨を公正取引委員会に通知しなければならず、また、公正取引委員会に対して意見の提出を求め、公正取引委員会は裁判所の許可を得て意見を述べるができることになっています。

（2）損害賠償

独占禁止法違反行為によって被害を受けた者は、違反行為を行っていた事業者に対し、損害賠償を請求することができます。

この場合の損害賠償請求は、**民法 709 条の不法行為責任**に基づいて行われる場合と、**独占禁止法 25 条**の規定に基づいて行われる場合とがあります。

後者の場合では、確定した行政処分があることを前提として、被害者が損害賠償をし易くする規定が設けられています。事業者は、故意・過失がなかったことを理由に損害賠償責任を免れることはできません。

公正取引委員会は、損害賠償請求が積極的に活用されるようになれば、競争秩序の回復と違反行為の抑止（違反を思い止まらせる効果）が同時に図られるとの観点から、被害者を支援する趣旨で、裁判所から請求があった場合には、**立証に必要な資料を提供**するなどの対応をとっています。

（3）株主代表訴訟

独占禁止法違反で課徴金の納付を命ぜられた上場企業の役員が、株主から当該課徴金相当額について損害賠償を請求される事例が出てきています。課徴金減免申請を利用しなかったことなどを理由とする例もみられます（NTT東日本等発注の光ファイバーケーブルカルテル事件 平成22年措置 など）。

7 その他の措置

公正取引委員会が採る措置ではありませんが、独占禁止法違反行為があったことを理由に、発注官公庁による入札への指名停止処分も行われています。最近では、指名停止期間も長くなってきており、2年という例もあります。

独占禁止法違反は、一部の事業（商品・工事）であっても、会社全体の事業が指名停止の対象とされ、また、一部の支社や営業所に限った行為であっても、全国の地方自治体から指名停止の対象とされるといった場合もあります。

さらに、違約金条項により違約金を課す例もみられ、その率も最近では、契約金額の20%という高率の条項を盛り込んでいる発注官庁も出てきています。